

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

経理課 課長：岩田 成実

課長補佐：百目木 康一

TEL:024-573-7386

024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体	(代表者 鹿島建設株式会社) 東京都港区元赤坂1-3-1
2	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1-3-1
3	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷1-16-14
4	飛島建設株式会社	東京都港区港南1-8-15 Wビル 5F

2 指名停止措置期間：令和2年7月27日 ～ 令和2年8月26日

3 指名停止措置の範囲：福島地方環境事務所管内

4 事実概要

鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体が請け負っている平成29年度中間貯蔵（大熊1工区）土壌貯蔵施設等工事において、平成31年1月27日に、二次下請け業者共進エンジニアリング株式会社の労働者が、ベルトコンベアーの補修作業を行っていたところ、上方から落下した鉄板に左手が接触して左中指を骨折し、4日以上の休業を要する労働災害が発生したにもかかわらず、令和元年11月14日に至るまで、共進エンジニアリング株式会社が労働基準監督署に対して労働者死傷病報告書を提出していないという事実が認められた。

このことに関して、本年7月2日、富岡労働基準監督署は共進エンジニアリング株式会社及び同社社長を労働安全衛生法の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

また同日、鹿島・東急・飛島JV大熊1工区中間貯蔵工事事務所所長は、富岡労働基準監督署から労働安全衛生法に基づく是正勧告書を交付された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付け環経会第9号大臣官房会計課長通知）別表1第4号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領別表1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内